

(別添)

優良自動車整備事業者の一種整備工場及び二種整備工場の認定の取扱等についての一部改正 新旧対照表

(下線部分は改正部分)

| | 現 行 | 改 正 後 |
|---------------------------|--|---|
| 2. 優良自動車整備事業者認定の基準の解釈について | | |
| 2-3 工具 | <p>常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シヤン工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p> | <p>工具 常時、点検、整備作業に直接従事している者で、シヤン工、エンジン工、検査工（指定自動車整備事業における自動車検査員として選任される者を含む。）、巡回による整備に従事する者等及びこれらの見習工とする。ただし、一時的に雇用する者、常時当該事業場において作業を請負っている者、工具係、部品係、資材係は含まない。</p> |
| 2-7 整備士 | <p>自動車整備士技能検定規則に基づき整備士をいうが、特種整備士は含まない。また、整備士の保有率は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。</p> | <p>整備士 自動車整備士技能検定規則（昭和26年運輸省令第71号）の規定による自動車整備士（自動車タイヤ整備士、自動車電気装置整備士及び自動車車体整備士を除く。）をいう。また、自動車整備士の数は、自動車工の人員を3で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを1とする。）以上であること。</p> |
| 2-8 屋内現車作業場 | <p>イ 検査機器を用いて行う検査（一酸化炭素測定器及び炭化水素測定器により行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> | <p>屋内現車作業場 イ 検査機器を用いて行う検査（質量計、一酸化炭素測定器、炭化水素測定器及び黒煙測定器により行う検査を除く。）以外の検査については、現車作業場で行って差し支えない。</p> |